

令和8年第1回定例会

条例の一部改正等に伴う新旧対照表

目 録

1	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表（公布日施行）	1
2	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （令和8年4月1日施行）	4
3	久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （公布日施行）	1 1
4	久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （令和8年4月1日施行）	1 2
5	久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （令和8年4月1日施行）	1 3
6	久喜宮代衛生組合一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （令和8年4月1日施行）	1 4

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部改正に伴う新旧対照表1
（公布日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（通勤手当） 第13条 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 〔略〕 （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して衛生組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に衛生組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ 〔略〕 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル</p>	<p>（通勤手当） 第13条 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 〔略〕 （2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して衛生組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に衛生組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ 〔略〕 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル</p>

未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル

未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル

未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル

未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル

未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル

未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,

700円

(3) [略]

3～6 [略]

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 [略]

未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル

未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル

未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル

未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル

未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル

未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,

600円

(3) [略]

3～6 [略]

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に $\frac{100}{107.5}$ を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{52.5}$ を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に $\frac{100}{105}$ を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{50}$ を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 [略]

(3) [略]

3 第1項第2号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が衛生組合規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（衛生組合規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル

未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル

未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル

未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル

未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル

未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル

未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル

未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,

700円

(3) [略]

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000
円を超えない範囲内かつ1箇月当たりの駐車場等の料金に相
当する額の範囲内で衛生組合規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による
額

4 通勤手当は、支給単位期間(衛生組合規則で定める通勤手当に
あつては、衛生組合規則で定める期間)に係る最初の月(当該月
に通勤手当を支給することが困難な場合として衛生組合規則で
定める場合にあつては、その翌月)の衛生組合規則で定める日に
支給する。

5 [略]

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位
となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位とし
て衛生組合規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤
手当にあつては、1箇月)をいう。

7 [略]

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を
乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員
の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割
合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につ

3 通勤手当は、支給単位期間(衛生組合規則で定める通勤手当に
あつては、衛生組合規則で定める期間)に係る最初の月_____
_____の衛生組合規則で定める日に
支給する。

4 [略]

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位
となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位とし
て衛生組合規則で定める期間(自動車等_____に係る通勤
手当にあつては、1箇月)をいう。

6 [略]

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を
乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員
の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割
合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につ

いては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

附則

いては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

附則

2 第13条第1項第2号に掲げる職員のうち、原動機付の交通用具を使用する職員で、その使用距離が片道4キロメートル以上10キロメートル未満のもの通勤手当の月額は、当分の間、同条

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 継続採用職員の扶養親族で、基準日前において、第9条第1項に相当する解散前の組合条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族として認定がなされていた者については、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 原動機付の交通用具の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 4,500円

(2) 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,900円

(3) 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,300円

3 第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、原動機付の交通用具を使用する職員で、その使用距離が片道4キロメートル以上10キロメートル未満のものに対する同条第2項第3号の規定の適用については、同号中「前号」とあるのは、「附則第2項」と読み替えるものとする。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 継続採用職員の扶養親族で、基準日前において、第10条第1項に相当する解散前の組合条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族として認定がなされていた者については、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

(60歳に達した日後における給料月額に係る経過措置)

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

9 [略]

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(衛生組合規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(60歳に達した日後における給料月額に係る経過措置)

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

11 [略]

12 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第14項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(衛生組合規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 [略]

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、衛生組合規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、衛生組合規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第11条第2項及び第23条第5項(第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第11条第2項中「給料、」とあるのは「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計並びに」と、第23条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他の附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

13 [略]

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、衛生組合規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、衛生組合規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第2項及び第17条の4第5項(第17条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第9条の2第2項中「給料、」とあるのは「給料の月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計並びに」と、第17条の4第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他の附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号）の一部改正に伴う新旧対照表
（公布日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）																								
<p>（特定任期付職員の給料表等）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="253 560 1093 818"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>405,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>455,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>508,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>574,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>655,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>（特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」を「<u>100分の97.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第3項の規定の適用については、同項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>4・5 〔略〕</p>	号給	給料月額（円）	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	<p>（特定任期付職員の給料表等）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="1149 560 1989 818"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>（特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」を「<u>100分の95</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第3項の規定の適用については、同項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>4・5 〔略〕</p>	号給	給料月額	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000
号給	給料月額（円）																								
1	405,000																								
2	455,000																								
3	508,000																								
4	574,000																								
5	655,000																								
号給	給料月額																								
1	392,000																								
2	440,000																								
3	492,000																								
4	555,000																								
5	634,000																								

久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号）の一部改正に伴う新旧対照表
 （令和8年4月1日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」を「<u>100分の96.25</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第3項の規定の適用については、同項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>4・5 〔略〕</p>	<p>（特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」を「<u>100分の97.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第3項の規定の適用については、同項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>4・5 〔略〕</p>

久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第13号）の一部改正に伴う新旧対照表
 （令和8年4月1日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>附 則</p> <p>3 当分の間、次の各号に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</p> <p>(1) 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)附則第11項の措置</p> <p>(2) [略]</p>	<p>附 則</p> <p>3 当分の間、次の各号に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</p> <p>(1) 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)附則第13項の措置</p> <p>(2) [略]</p>

久喜宮代衛生組合一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年久喜宮代衛生組合条例第3号）の一部改正に伴う新旧対照表
 （令和8年4月1日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（久喜宮代衛生組合一般職職員等の給与に関する条例の臨時特例） 第2条 特例期間においては、給与条例第3条第3項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に対する給料月額（給与条例附則第5項に規定する経過措置額を含む。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職員の区分及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 表 [略]</p>	<p>（久喜宮代衛生組合一般職職員等の給与に関する条例の臨時特例） 第2条 特例期間においては、給与条例第3条第3項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に対する給料月額（給与条例附則第7項に規定する経過措置額を含む。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職員の区分及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 表 [略]</p>